

ふじよしだ

第108号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



「文化財防火デー」防災訓練
～正福寺～

十二月定例会

富士吉田市一般会計

補正予算等を可決

平成二十一年十二月定例会は、十二月三日開会され、十六日間の会期を終えて十二月十八日に閉会しました。

この定例会では、平成二十一年度一般会計補正予算（第八号）など補正予算三件、条例の一部改正二件、市道の廃止一件、市道の認定一件、人事案件一件、その他一件など合計九件の市長提出議案を審議し、すべて可決、同意しました。また、議員提案による意見書二件が可決されました。

市政に対する一般質問は三人の議員が行い、執行者の考えをたしました。

人事案件

●富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

市川 治長氏（上暮地二丁目五番一号）

渡邊 和男氏（旭三丁目十一番二十一号）

宮下 峰雄氏（松山三丁目三番六号）

議会の動き

― 議員合同研修会 ―

二月十日に山梨県市議会議長会の主催による合同研修会が韮崎市の東京エレクトロン韮崎文化ホールで開催されました。講師に愛知学院大学の森正氏をお招きし、「変わる地方議会」と題して講演があり、議員として今後の活動に役立てるべく、見識を深め、研鑽を積んだ研修でありました。



平成21年度 山梨県市議会議長会議員合同研修会

●十二月定例会 会期日程

日程	12月3日	10日	14日	15日	16日	18日
内 容	本会議 （開会） ○ 会期の決定 ○ 議案の提出と説明 ○ 議案の委員会付託	本会議 ○ 市政一般質問	総務経済委員会 ○ 付託議案の審査	文教厚生委員会 ○ 付託議案の審査	建設水道委員会 ○ 付託議案の審査	本会議 ○ 各委員長からの報告 ○ 議案の追加提案 ○ 各議案の採決 ○ 富士吉田市固定資産評価 審査委員会委員の選任 ○ 意見書の提出 （閉会）

《編集委員会》

委員長

土橋 舜作

委員

奥脇 和一

渡辺 忠義

戸田 元

宮下 三郎

及川 三郎

委員会の審査から

□ 総務経済委員会 □ 文教厚生委員会 □ 建設水道委員会

総務経済委員会

● 審議案件

議案第一〇五号

富士吉田市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について

議案第一〇六号

平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算（第八号）

● 審議結果

本案は、富士吉田市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正でありまして、「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、本市における後期高齢者医療保険料及び介護保険料の延滞金について、負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算第八号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ七億九千五百四十五万三千円を追加し、総額を百九十七億五千七百三十六万五千円とするものであります。

歳入では、地域活性化・公共投資臨時交付金二億四千三十六万三千円、地域活性化・経済危機対策臨時交

付金一億六千八百四十四万七千円、市債一億四千四百五十万円、教育費国庫補助金一億三百五十五万八千円等を増額するものであります。

歳出では、学校管理費六億三千二百三十三万二千円（仮称）市民文化エリア整備費四千四百五十万円、障害者福祉費四千三百四十四万六千円、扶助費四千五十万円等を増額するものであります。

また、（仮称）市民文化エリア整備事業四千四百五十万円、防災対策事業四千七百九十九万九千円、小学校屋内体育施設改築事業六億三千二百三十三万二千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、市営住宅管理事業において市が取り付ける火災警報器と個人が取り付ける火災警報器が混在しないよう、管理を徹底するよう要望がありました。

また、小学校屋内体育施設改築事業において改築する学校の優先順位については、耐震基準の数値のみならず、それぞれの学校の実情等も考慮して決めてほしいとの要望がありました。

また、（仮称）市民文化

エリア整備事業において工程表の管理をしっかりして、竣工の時期が遅れることがないよう注意すべきとの要望がありました。

文教厚生委員会

● 審議案件

議案第一〇九号

山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び山梨県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

● 審議結果

本案は、山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び山梨県後期高齢者医療広

域連合規約の変更についてでありまして、増穂町及び八日合併し富士川町となることに伴い、当該二団体が同月七日をもって同広域連合を脱退するため、地方自治法第二百九十一条の第三項の規定による協議の結果、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設水道委員会

● 審議案件

議案第一〇六号

富士吉田道路路占用料徴収条例及び富士吉田法定外公共物管理条例の一部改正について

議案第一〇七号

市道の廃止について

議案第一〇八号

市道の認定について

議案第一〇九号

平成二十一年度富士吉田水道事業会計補正予算（第二号）

● 審議結果

本案は、「富士吉田道路路占用料徴収条例」及び「富

められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、市道の認定でありまして、地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、小倉山西支線、市民ふれあいセンター線及び新開支線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、市民ふれあいセンター線の整備については、地域住民もたいへん期待している事業であるので、より有効な活用ができるような整備をお願いしたい旨の要望がありました。

本案は、平成二十一年度富士吉田水道事業会計補正予算第二号でありまして、今回資本的収入及び支出につきまして、収入を二千五百万円増額し、総額を二億五千九百九十三万三千円とし、支出を二千七百三十二万二千円増額し、総額を四億六千五百五十四万円とするものであります。

資本的収入では、企業債二千万円、補助金五百万円を増額し、資本的支出では、建設改良費二千七百三十二万二千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

12月

秋山 晃一 議員



新政権への認識と対応について

●一回目の質問

国民はなぜこの変化を選
択し、何を望んだのか市長
はどのように考えられてい
るのか。そのことを踏まえ
て市政の舵取りをどのよう
に行おうと考えられている
のか。

新政権になり、地方交付
税制度を大きく変えること
が危惧されるなかで、税源
が保障されるように望むこ
とや期待するとして、ひた
すら待つのではなく、積極
的に地方の声を中央に届け
るために行動するべきでは
ないか。

●一回目の市長答弁

市民中心主義、地域内分
権という考え方、市民のた
めの、市民による施策の推
進に関し意を強くした次第
であり、今後もちうした政
治姿勢を基本に据えながら
市政の舵取りをしていく。

市税収入については、権
限移譲等その受け皿となる
べき税財源を確保するため、
国と地方の配分比率の見直
しなどについて国に対し主
張していく必要がある。ま
た、地方交付税についても
確実な収入が見込めるよう
引き続き国に対し強く申し
出なければならぬ。これら
の財源の確保については、
県市長会・全国市長会等
を通じ、国に対して強く申
入れている。

●二回目の質問

医療や福祉、防災などの
不採算部門であっても、行
政の責任としてやるべきと
ころは責任をもつ。格差の
是正のために所得の再配分
ときめ細かい社会保障、支
援の網の目をつくること。
などが考えられるが市長の
認識はいかがか。また、富

士吉田市が自立した考えの
中で施策を行っていく考え
が必要だと考えるが。

●二回目の市長答弁

医療、福祉、防災などの
施策や、国民の将来不安を
取り除き安定した生活を営
むための環境を確保する失
業者対策、医療・介護など
の社会サービスを提供する
社会保障制度などの施策を
推し進めるためには、国や
地方公共団体、あるいは社
会全体が互いに連携し、各
分野において自らに課せら
れた役割を、責任を持って
進めていくことが非常に重
要であると考えている。

時代の変化に即応した施
策、市民生活の利便に直結
した施策、本市の伸展を図
る施策等市民の皆様にとつ
て分かりやすく満足してい
ただける事務事業を実施し
て参る。

来年度、市政運 営の重点について

●一回目の質問

地元の産業の育成や自営
業者支援、社会福祉事業の
創設などによる雇用の場の
確保についてはどのような
考えを持っているのか。市
税収入を上げるという観点
からも市として直接支援出
来るものとして重点的にと
りくむべきものではないの
か。

観光のまちづくりをすす
め、集客を図るということ
ではどのように考えている
のか。訪れる人が多くなれ
ば新しい産業が生まれる。
この点に関しては総合的な
政策の立案が必要ではない
か。

子どもの医療費については、
上野原市が来年より中学三
年生まで無料にすると発表
したが、これは市長の判断
によるものだと思う。

地デジ対応チューナー購
入、住宅用火災報知器設置、
ゴミ袋購入への補助などき
め細かい低所得者への支援
が市政運営の視点としては
必要ではないか。

緊急雇用対策事業につい
ては、これを延長して雇用
の場を確保していく考えは
ないのか。また、中学二・
三年生について少人数学級
にするために教員の雇用を
図る考えはあるのか。

税収の確保であるが、税
の徴収は負担能力のあると
ころに求め、最低生活費や
生存権的財産には課税しな
いなど人権を侵すことがな
いことが考えられるがい
かが。

●一回目の市長答弁

市長就任以来、一貫して
地域経済を活性化し、雇用
創出及び市税収入を上げて
いくことを重要課題として
取り組んでおり、最優先課
題として対応していく。
雇用の場の確保につな



富士吉田市富士山世界文化遺産登録事業 上宿地区説明会

る市の福祉事業の充実に
ついては、国の社会保障制
度の予算組み替えの結果に
より打ち出される政策の方
性を見極めた上で対処して
参りたい。

観光誘客については、富
士北麓としての視点で幅広
く誘客を考え、その中で、
本市の観光の促進を図つて
参りたい。

乳幼児医療費無料化につ
いては、本年度は小学校三
年生までを無料化の対象と
した。

地デジ対応チューナーに
ついては、国の低所得者層
に対する無償貸与制度の活
用に向け周知して参る。
緊急雇用対策事業につ

ては、本事業の趣旨に基づ
き三年間の期間内で、失業
者等の方々新たな就労を
見つける繋ぎの場として、
可能な限り就労機会を提供
して参りたい。

少人数学級のための教員
の雇用について、来年四月
以降も環境整備員も含め、
より学校現場での必要とす
る人材を緊急雇用対策とし
て雇用して参りたい。

税収の確保については、
税の公平性や税収確保のた
め、地方税滞納整理推進機
構と連携しながら対応して
参りたい。

応能原則について、地方
税法上では、住民税の基礎
控除などの各種所得控除や

固定資産税における免税点制度が補完するものであり、市税条例では減免措置などがあり、これらを活用することで対策等を講じている。

●二回目の質問

この地方を観光に訪れる旅行者は多いが、市街地を訪れる人はそれほど多くない。答弁では、現状のままがよいと受け取れるものであったが、私と考えが違うので、その点の考えを示してほしい。また、観光について重点課題として取りくむというような答弁であったが、自治会の総会など多くの機会に市が出向いて行って説明し政策を練り上げることが必要ではないか。

低所得者への支援を、従来にもまして重要課題として取り組んでいく考えがあるのか。

雇用の確保という点について、要は市としても直接雇用などによって雇用拡大をはかるべきではないか。答弁は重要課題として取組むと受け取ってよいのか。

●二回目の市長答弁

富士北麓としての視点で幅広い誘客を考えているところであり、また、その中で、本市の観光の促進も図って参りたい。

政策説明の機会を設けることについては、あくまでも民意の代表である議会にお諮りすることを第一義と

し、その過程の中で公聴会、審議会など住民の皆様の声を反映して参りたい。

低所得者への支援の取組みについて、来年度には新たに社会福祉専門職を採用する予定であり、セーフティネット支援体制を一層充実できるものと考えている。緊急雇用対策事業については、雇用を重要課題として位置づけ、経済状況を見据えながら対応して参りたい。

国民健康保険税の滞納について

●一回目の質問

後期高齢者医療制度の創設により全体の加入世帯数が減ったにも関わらず滞納世帯数は増加している。このような数字が明らかになっても今までのやり方を考え直すことはないのか。市民がその能力に見合って支払い可能な保険税額への見直し。低所得者など支払いが困難な市民への市独自の保険税のきめ細かな減額制度の創設が必要だと考えるが、今までと同じような考えで進められるつもりなのか、この問題の解決にどのような見通しを持っているのか。

新型インフルエンザに対するワクチンの接種補助について、山梨県内の他のどの自治体よりも先進的な内

容で補助を行うことを決めた。この考え方と保険証の返納によって短期証、資格証への切りかえというやり方は両立するのか。資格証は医療費の一時支払いが困難な世帯においては、新型インフルエンザ感染の疑いがあった場合に迅速に医療機関への受診を行うことを妨げるものである。こうした点からも滞納世帯への対応を見直すべきではないか。また後期高齢者医療制度では低所得者には資格証明書を発行しないという考え方を持っているが、国民健康保険においても同様の考え方では対応にあたるべきではないのか。

●一回目の市長答弁

支払能力に見合った保険税額の見直しについては、慎重審議が必要であるとの意見集約がなされているが、市民生活に直結する内容であるので、継続審議を図って参りたい。

本市独自の減免制度の創設については、保険税の納付が著しく困難と認められる低所得者の方を対象として、既に国民健康保険税減免取扱要綱を制定し運用している。

滞納世帯への対応の見直し等については、既に被保険者資格証明書が交付されている世帯で中学生以下の方に限っては、六ヶ月の短期保険証を交付している。

国民健康保険制度については、後期高齢者医療制度と一線を画すことから、滞納世帯に通常の被保険者証の交付をすることは難しいものと考えている。

●二回目の質問

現在の状況について「国民健康保険税の支払いについて、市民は大変な負担をされている」という認識があるのか。本市の独自の減免制度について「国の制度に」とづく減免だけでは不十分で、本市独自の減免が必要」との認識から行っているものと理解してよいのか。また今後、必要が生じればさらに、減免の要綱を拡充していくことを妨げるものではないと考えられるがいかがか。

市民の命を守り、この滞納問題を解決していく道は税額の見直しと、減免制度の充実を中心に取りくむ以外にないと考えているがいかがか。

資格証の発行ということが新型インフルエンザの広がりの中で、やりかたとして問題はないのか。

新型インフルエンザの感染者が二十歳以下に集中しているということもふまえて、高校生までの資格証明書を発行されている世帯をなくすことは喫緊の課題ではないのか。

大阪府堺市等ではインフ

ルエンザ対応の緊急措置として資格証明書交付世帯に対して短期保険証を発行しているが、そのことについても併せて答弁願う。

●二回目の市長答弁

国保税の納付については、市民の皆様が大変な負担をさせていただいていることと認識している。

きめ細かな減額制度については、非自発的失業者の方や休止又は廃業を届けられた個人事業主の方を対象に、所得割部分の減免制度を実施している。減免要綱の拡充については、国の運用指針や経済情勢等の動向を注視する中で対応して参りたい。

新型インフルエンザ等の感染症の予防措置を背景とする資格証明書の交付について、資格証明書は、滞納世帯の全てに交付するものではなく、その中でも納税相談等に応じられない世帯を対象としている。しかし、このような世帯でも窓口で所定の申し出があれば短期保険証を交付しているので、御理解を賜りたい。

●三回目の質問

多くの自治体が保険料抑制のために政策的な繰入を実施している。国民健康保険特別会計について保険料だけで維持するところから一歩視野を広げ、政策的な判断をすることを検討した

らどうか。

厚生労働省は、資格証明書の方が感染症の疑いがあるような時に、一般の保険証と同じように扱うので、医療機関に行くことを優先しなさいと言っている。そのことについて当該の方々にきちんと伝えているのか。厚生労働省の考え方とあわせて感染症対策として資格証明書の交付について見直すところはあるのか。

●三回目の市長答弁

本市の低所得者の方々にについては、納税相談等を通じて、市独自の所得割部分の減免制度や従来からの応益割の軽減制度により対応している。

新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて、現時点においては、一般の保険医療機関での診察には適用しない旨の通知が、厚生労働省から出されている。こうした一連の内容については、保険医療機関にも通知され対応がなされている。

資格証明書を交付している世帯で、経済的理由により新型インフルエンザの受診ができない場合は特別な事情に当たると解し、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支えないものとされており、本市でもそのとおり運用している。

●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

12月

渡辺 忠義 議員



織物と観光のまち富士吉田の将来について

●一回目の質問

富士吉田は、昭和三十年代から四十年代が正に織物と観光の栄えた時代であり、当時、織物業・織物関係・観光業関係で生計を立てていた人々は、およそ全市民の七十～八十％近くあったように思う。織協の資料によれば、昭和四十年代半は、織物最盛期の年間売上額は、今の額にしておよそ二千五百億円程あったそうだが、現在、平成二十年度では百億円を切り九十億円前後との事である。その数字から見ると、現在の売上額は、最盛期の約二十五分の一程

度になってしまっている。

また、観光も昭和三十九年に富士スバルラインが出来てからは、吉田口登山道を行く登山者も減少し、登山者で賑わった観光も衰退を余儀なくされた。現在、本市の織物や観光への従事者数は最盛期の二～三％程度である。

社会状況の変革により、人々が変わるものになり生活をしてきたように富士吉田も色々な意味で変わっていかねければならないと考えるが、市長には、市長になる前見て感じた富士吉田と、市長になって本市の最高責任者となって見た富士吉田はどのように見えるか。

市長は今後、どのように富士吉田を変えて行こうとお考えか。

又、市長が理想とする富士吉田の未来像を、中・長期的視野と、ミクロ・マクロ的視野でお聞かせ願う。

●一回目の市長答弁

本市の織物業については、織物業従事者数は、確かに

減少しているが、いわゆる「親機（おやばた）」事業所の減少は少なく、ハイテク技術や革新織機の導入により、付加価値のある高級品を提供する産地として、今後も成長が期待される。

また、昨年度の本市の観光客数は、富士山・富士五湖圏域の中で三十七・一％を占めており、観光は本市の主要産業となっている。

このように、織物業と観光業は、時代の変化に対応した不断の取り組みを行っており、必ずしも衰退してはいない。

市長就任後においても、私の考えや姿勢は就任以前と変わっており、市政運営の基本として、何よりもまず市全体の公益、より多くの市民の皆様の福祉の向上を念頭に掲げ、市政運営に全力で取り組んでいる。

今後においては、市民が夢を描きながら伸びやかに暮らせるまちづくりを進め、快活な「市風」をつくるために、コミュニティの再生を促す地域内分権の実現を目指す。

理想とする富士吉田の将来像については、「富士の自然と文化を活かし、ともに築く、自立と創造のまち、富士吉田」としており、この将来像は、私が市長選に立候補したときからの思いを中長期的視野に立った計画として、目指すべきまちづくりの基本となる行政運

営の指針としたものである。基本構想において施策の大綱を示し、基本計画において実現するための必要な手段、施策の体系を明らかにし、実施計画において事業内容や実施時期を明らかにしている。

●二回目の質問

市長は、本市の織物業も他の国内生産地と同じ軒並み下降線をたどっていると答弁されたのに、必ずしも衰退しているとは考えていないとのことだが、どちらなのか。

山梨繊維工業試験所の統計によると、昭和四十四年には七千五百万㎡の織物を生産したが、平成二十年には、それが千五百万㎡迄に減少している。また、山梨県統計年鑑の資料によれば、市内にある繊維工場の事業所数は、昭和四十四年には三千八百九十六社あり、就業者数は八千五百六十一名であったが、平成十九年度末では、工場は四十七社、就業者数は三百九十名となっているように数字の上からも本市の基幹産業である織物業が衰退していないと言えるのか。織物業に対する市長の認識と私の認識には大きなズレを感じる。正しい認識の上に立つて、富士吉田の将来を展望してゆくべきと考えるが、市長の考えはいかがか。

また、市への観光客数が

五百七十一万人で観光消費額も五百七億円あると言われているが、観光客数も観光消費額も実際の額ではなく、あくまでも山梨県が試算している試算方法で計算された数字で、あくまでも予測の数字である。市長は本市への消費額が五百七億円あるように答えているが、あくまでも概算の概算であると考えますが、私の考えは間違っているか。

今後の観光の振興と将来について、過日の富士箱根伊豆市町村圏サミットにおいて、観光の発信は個々の市町村でなく、関連する地域が一体となった発信が重要であるとされた。富士吉田市だけの観光発信も必要であるが、この郡内地域の一体となった富士山を中心とした富士五湖を含む周辺を一つのエリアとして捉えた観光キャンペーンをすべきと考えるが、市長のお考えはどうか。

また、まち創りを行ってゆくには信頼できるリーダーの下、市政を推進してゆくことが必要であり、それには長い時間が必要であると考えますが、市長の考えはいかがか。

私は、市長として事業を行っていくには四年では短か過ぎる気がする。

●二回目の市長答弁

本産地は全ての生産工程が整っている稀有な産地であり、これらについては、産地の生き残りをかけ、必死に事業活動を行ってきた織物業者の方々の努力の賜物であると敬意を表しているところである。

本市の織物業は、規模こそは縮小したが、各事業者の皆様方の不断の努力により、時代に即応した生産体制を維持し、また、新たに構築してきた。確かに、基幹産業の座は他に譲ったものの、本市を代表する特色ある産業であり、衰退しているとは思っていない。

次に、観光指標についてであるが、現在、山梨県が実施している観光客動態調査の方法は、他の県の統計や国の白書等とはほぼ同様の考えで実施されているので、御理解を賜りたい。

次に、富士山を中心とした周辺エリアとしての観光



第68回東京インターナショナルギフトショー出展ブース

政策についてであるが、本市は、北麓随一の人口を擁している富士五湖地域の中心都市であるので、富士北麓圏域での観光客が増加することは、本市の雇用を含め、様々な業種がその恩恵に浴しているものと考えられる。今後においても、国の観光政策と協調しながら、圏域での観光政策を促進し、併せて本市の観光のさらなる促進を図って参りたい。

次に、市政の推進につ

てであるが、市長の任期については、現時点において私が申し上げる立場ではないが、市政は、市の発展と市民福祉の向上を目指し、到達点のない不断の取組みにあり、長い時間が必要と

いうことよりも、自らの目標を掲げ、市民の皆様の想いを想いとして、その時々市政運営、市政推進に全力を傾注するところにあると考えている。

さらに、市長として、市民の皆様と一丸となって、富士吉田市の未来に向けた取組みに道筋をつけていくことも重要な責務と考え、目指すべきまちづくりの基本であり、行政運営の指針となる総合計画を策定させていただきます。

●三回目の質問

織物の産地は、全国に五十程ありますが、我が市の

織物は、山梨産地として石川県・福井県・京都府・丹後・西陣について、全国五位の生産地であり、アイテム（種類）では日本一である。又、織物の技術力も、日本一であると聞いている。この様に、頑張っている富士吉田の基幹産業である織物業を、今後も、行政として、強力に支援してゆくべきと考えるが、市長のお考えはいかがか。

●三回目の市長答弁

織物業への支援については、富士吉田織物協同組合において、販路の拡大を主眼とした新しい取組みとして、国、県並びに本市の支援を受け、これまで単独で開催していた産地総合織物展を改革する中で、新たな引き合いや取引が生まれるなど、その成果が現れているとの報告を受けている。

今後においても、織物業者の自助努力を基本としながら、最大限の支援を行うて参りたいと考えている。

人口減少問題と、地域活性化について

●一回目の質問

我が市においても、子供の出生率が減る中、小中学校の生徒数も減りつつある。来年入学予定の小学一年生においても、二十名でやっ

と一クラスの学校もあり、人口減少は顕著に現れて来ている。今後このような人口減少が継続すると、地域の発展や活性化にとって大きなマイナスになる。本市の発展・活性化の為に、人口の減少を止め、少しでも人口を増してゆけるような政策をおこなってゆくべきと考えるが、市長は

●一回目の市長答弁

本市においても、人口は昭和六十年前後をピークに減少化傾向になり、人口構成も高齢者人口が増加する一方で年少人口が減少している状況にあり、これに対応するための施策に積極的に取り組んでいく必要があるものと認識している。この問題に対し、三つの視点で取り組んでいる。

一つ目は、産業の振興と雇用の創出である。卒業してこの地域に暮らしたくても働く場所が無いことが、人口の流出の大きな原因であり、このことは結果的に、地域を衰退させることになると考えられることから、様々な企業に対して誘致施策を進めている。

二つ目は、暮らしやすさだと考えている。教育においては、ほとんどの子ども達が小中学校へ徒歩で通学することができ、また、富士北麓地域のほとんどの高等学校が本市内にあるよう

に学習環境は、他の自治体に比べ優れている。

保健医療に関しては、市立病院においては、医師確保も順調に進んでおり、入院や一定の高度医療を受ける環境が整っている。子育て支援についても、子育て応援医療費助成事業等、積極的に進めている。

このほか、今後進展する高齢社会に向けて、車を持たないお年寄りが通院や買い物の足として利用できる、タウンズニーカーや病院線といった公共交通サービスをさらに充実していく。

三つ目は、元気なお年寄り対策である。高齢社会を元氣なお年寄りにいつまでも活躍していただくというプラス志向に捉え、様々な機会を通じ、市民と共有の認識にして参りたい。

これら三つのことが総合的に作用し、人口減少を抑制し、あるいは人口を増加させ、若い世代からお年寄りにいたるまで、家族と共に安心して暮らさるということに繋がり、結果として地域を活性化させることになるものと考えている。

●二回目の質問

市長はこの人口減少問題に対応するための施策に積極的に取り組むと言われているが、どんな政策で、どのように取り組んでゆくの

か。富士河口湖町では、人口

増加政策の一つとして、同町以外から同町に住宅を新築する人には、人口の確保及び増加を図るため、住宅建築・購入奨励金を助成している。

人口確保の政策を早急に行なうてゆくべきと考えるが、市長はいかがお考えか。

地域を活性化するのに一番効果的な方法は、若い人達に吉田に住んでもらう、一人でも多くの若い人達が帰れる町を創る事と考える。その為には、働く場所・働ける仕事に就ける企業をいかにしたら増やす事が出来るか、行政の大きな課題であると考えているが、いかがお考えか。

●二回目の市長答弁

人口減少防止策、あるいは増加策として、「産業振興と雇用の創出」、「暮らしやすさの充実」、「高齢化をプラス志向で考え、お年寄りにいつまでも活躍してもらう」の三つの視点で捉えて取り組んでいる。

また、本市に暮らす全ての市民が世代を超えて支えあい、住み慣れた地域で健康で、生きがいをもつて暮らせる環境を確保し、この街で暮らして良かったと感じていただけるまちづくりを進めることが、人口減少問題の解消と地域の活性化につながるものと考えている。また、「若い人たちが帰ってこられるまちづくり。

そのために働く場所を確保する。」という考え方は、私も同様であり、本市の最重要課題であると認識している。

議会、市民全体と協力し、あらゆる機会、あらゆる手段を利用して、企業誘致に取り組んで参りたい。

●三回目の質問

今後の企業誘致のあり方として、郡内地域を一つのエリアと考え、各市・町・村で、情報を共有し、又、共同出来る分野があれば共同して、この問題に対処してゆく事は、共に地域の発展に繋がってゆく事と考える。その様な、地域間で一つの方法として、たとえば企業誘致、地域連絡協議会などを作り、共同の問題として話し合ってゆく事が必要ではないかと考えるが、市長のお考えはいかがか。

●三回目の市長答弁

企業誘致における地域連絡協議会の設置については、既に平成十九年九月に「山梨県地域産業活性化協議会」が設立され、本市を始め隣の市町村も参加する中で、地域間の連携も視野に入れた意見交換等が行われているところである。

企業誘致については、今後も積極的な展開を図るとともに、この協議会を通じて県並びに関係市町村とも連携して取り組んで参りたい。

●全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

12月

宮下 正男 議員



市立病院改革プランとがん診療連携拠点病院について

●一回目の質問

市立病院改革プランの中の経営形態の見直しについて、現在の経営形態のまま改革を行い、これからの社会状況の中で病院経営が来ないのか。

また、なぜ「全部適用」が妥当なのか。

新たな経営形態への移行スケジュールとして、今年度の現時点における進捗状況とその検討内容は。

新政権のマニフェストでは地域医療計画の抜本的見直しを掲げているが、経営形態の見直し等改革プラン全般にわたり計画通りすす

められるのか。

拠点病院の指定を受けるにあたり体制整備が求められているが、現在の状況と平成二十二年度末の稼働開始に向けての計画は。

●一回目の市長答弁

経営形態自体の見直しも経営改善を進める上では必要であり、経営改善を推進していくことに繋がるものと考えている。

地方公営企業法の全部適用が最も可能性が高いものとしているが、同時に早急な判断は困難である。一方、徐々にではあるが経営改善の成果が現れており、必ずしも早急な経営形態の移行を行わなくとも、現行の経営形態において経営改善の見込みができてつある。

今年度は庁内において、検討組織を立ち上げて、経営形態の見直しにつき協議検討している。

●一回目の市立病院事務長答弁

放射線読影医や化学療法・緩和ケア・病理診断に携わる医師、薬剤師、看護師等

は確保している。

診療放射線技士を研修に派遣しているとともに、常勤の放射線治療医についてはリニアックの稼働に併せ採用する予定となっている。

国立がんセンター主催の研修を修了した相談支援センター相談員の配置が義務付けられているが、市立病院には研修修了者がいないため、来年度での研修派遣を予定している。

がん対策情報センター主催の研修を修了した職員による登録業務を行っている。

本年十月に厚生労働省が定めるがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修会を開催するとともに、地域の医療従事者を対象とした研修会等も実施している。

●二回目の質問

改善策の中でDPC認定病院へ移行された事による成果と今後の課題については、又、看護師の人員確保のための市立看護専門学校との連携強化の成果と学校施設そのものに対する検討課題の状況は。

常勤の放射線治療医の医師確保の見通しは。また、現在導入予定のリニアックの機種と治療機能そしてなぜその機種機能でなければならぬのか。

●二回目の市長答弁

成果については、従来の

出来高算定と比較した場合DPC認定病院の目的とする医療の標準化や効率化が推進された。

看護専門学校については閉校までを含め、本市の実情に沿った措置を検討していくこととし、少なくともこの地域の看護師供給が看護専門学校によらなくとも安定確保ができる見通しがない限り、存続させなければならぬことを基本とした。

●二回目の市立病院事務長答弁

既に非常勤ではあるものの、一名の認定医が派遣されている。

リニアックは治療領域が頭部・頸部はもちろん体幹部に対しても照射が可能のため汎用性が高いとともに、照射時間も他に比べ短くて済み、患者への負担が軽減されるものである。また、導入費用についても、他と比べた場合には比較的安価となっている。

●三回目の質問

定額制の包括的診療報酬制度医療は、必要とされる治療が入院患者では制限される可能性が高く、本質的に病院側と患者側の利益が相反する方向のベクトルを内化した仕組みでありさまざまなモラルハザードを生む要素があると指摘する医師もある。更には我市の改革プランの中で後発医薬品

（ジェネリック）導入の拡大を目標に掲げられているが、その効果と安全性に關し慎重を期すべきであるともされているが、この二点についての考えは。

今後、国の動向を見極める中で、看護専門学校の活用も含め外国人看護師候補者と、臨床研修制度を使つた外国人医師の受け入れの考えは。

医学物理士の絶対数が不足しており、我市においても大きな課題と思うが、この医学物理士に対する考えは。

放射線治療は、現状の診療報酬制度では不採算部門の最たるもので病院経営を圧迫しかねないとも言われている。幸い我市では恵まれた初期の財源確保が出来たのであり、少なからず不採算部門にはならないと考えられるが、市長の考えは。

●三回目の市長答弁

DPC認定病院へ移行するに当たり、医療の質を落とすことなく、診療を担う医師が診療方針について当該患者やその家族に対して丁寧に説明し、承諾を得た後、入院医療を提供することとで合意形成がなされており、その徹底に努めている。後発医薬品の導入拡大についての考え方としては、院内の薬事委員会等で協議・検討した結果等を導入の基本方針とし、対応している。

国家試験対策、言語や文化の壁等、様々な問題があり、受け入れが進んでいない状況もあるので、現時点においては、外国人看護師候補者の受け入れまでは必要ないものと考えている。

医師の派遣については、派遣元である大学病院に依頼している状況にあり、良好な関係を維持し、安定した医師の派遣を積極的に行きかけて参りたいと考えているので、現時点では、外国人医師の受け入れまでは必要ないものと考えている。

整備指針において、精度管理等に精通した診療放射線技士の配置でよいこととされており、現時点での医学物理士の採用は考えていない。

各病院において待機患者を抱えている状況もある中でその受け入れも視野に入れないながら、当該治療の充実を図り、不採算部門とならないよう努力したい。

子どもの権利条約について

●一回目の質問

先月六日、この議会本議会場において近隣五つの高校から十四名の高校生議員を迎え「高校生議会」が開催された。その二週間後の十一月二十日は「子どもの権利条約」が国連総会で採択されてからちょうど二十

高校生議会



年にあたる日であり「高校生議会」はこの子供の権利条約の理念にしっかりと合致するものである。そうした中、今回、高校生議会が開催された事は大変有意義な事であったと思う。

今後同じような高校生からの意見表明の機会をつくらせていただけるのか、また、子どもの権利条約二十周年という機会に、学校教育の現場におき、なんらかの施策を検討していただけるのか。

●一回目の教育長答弁

今後においても、子どもの権利条約の理念に基づき、いろいろな場面を通じて子どもたちの意見を聞く機会

を設けて参りたい。

自立支援員や教育相談員、青少年育成カウンセラーを配置し、支援が必要な家庭の援助等、子ども達の人権を守るための施策を進めている。本市においては、地域、学校、家庭が全体で子ども達を守っていくという気運が浸透してきているので、引き続きこれらの施策を進めて参る。

歩行者の交通安全 全確保について

●一回目の質問

これから冬の季節に入り降雪時における通学路の安全確保は重要課題である。

特に歩道に除雪された雪が積まれていることがあるが、行政として降雪時における歩行者の安全確保対策をどのように行っているのか。又、除雪状況の確認を行い歩道の雪の積み上

げ等、不具合のある時には適切な指導を行うべきと考えるが、市長の考えは。

また、当面のバリアフリー化計画があるか否か、あるのならその路線と時期はいつか、又、当面の計画がないのなら今後のバリアフリー化計画をどのように考えておられるのか。

●一回目の市長答弁

除雪後は職員によるパトリールを強化し、通行に支障が発生している箇所については、なお一層迅速な除雪対応を図って参る。

道路沿いの敷地からの除雪については、広報紙を通して、歩道に雪を投げ出さないように市民の皆様への周知に努めているところである。

現在、吉田小学校及び吉田中学校の通学路として利用されている区間の歩道バリアフリー化を計画している。

富士山教育と富士山吉田口登山道の整備について

●一回目の質問

小中学校での富士山教育は毎年予算付けをしているが、最近における富士山教育の具体的な内容は。又、予算面は現状として十分なのか、さらには教育現場に關してあまり費用対効果を

具体的にもとめるつもりはないが、昭和六十一年來の教育的效果はどのように評価されておられるか。

富士山吉田口登山道の整備については、高校生議会の中でも富士河口湖高校の生徒さんが触れられていたが、高校生からも指摘のあった五合目以下の山小屋や神社の整備状況と休憩所としての開放、ベンチやトイレの設置についていつ頃までに整備する予定なのか。

●一回目の市長答弁

五合目以下の山小屋や神社の整備状況と休憩所としての開放については、持主側から見ると営業として成り立つのかという疑問があり大変消極的である。また、転貸ができない契約になっているので、いわゆる第三者が整備する状況にもなっていない。

ベンチやトイレの設置については、中の茶屋、馬返し、三合目と概ね、徒歩で一時間から一時間半ごとにトイレや休憩所を設け、来訪者の利便に供しているところである。

●一回目の教育長答弁

富士吉田の地形、富士山の地形、富士山のでき方、信仰の歴史、動植物、雲と天気の変化、湧水と水の確保、ごみ問題、観光等富士山に關することについて学習をしている。

予算については、限られた授業時間の中で富士山学習・郷土学習を進めるうえで、教育活動は支障なく行われている。

教育的効果については、富士山教育を体系的・継続的・体験的に学ぶことにより、児童・生徒一人ひとりが富士山についての理解を深め、富士山を身近に感じ、郷土を愛し、郷土に誇りをもてるような豊かな心が育まれていると考えている。

若者のUターン 促進とまちづくり について

●一回目の質問

近年の企業誘致における就業者数等の成果はどれほどか、又、若者のUターン促進策に対しての基本的な考え方と具体策は。

多くの高校生達にさらに積極的なまちづくりへの参加を促すためにはまず、高校生の求める情報をわかりやすく数多くの機会を通じて提供する事である。情報提供のあり方と、情報提供をどのようになされるのか。

又、まちづくりについて高校生と若い職員との話し合いの場を設けられてはどうか。施策の計画段階からまちづくりに参加したという経験が故里へのUターンのきっかけになるかもしれない。お互いにいずれば市を

背負って立つ時になった時にも、有意義な経験となるはずであるが市長の考えは。

●一回目の市長答弁

就業者数等の成果については、富士吉田キユーピーで三十名、シチズン電子タイムル(株)及びリフレックス(株)それぞれ十五名程度、(株)鳴川も本年度末までに五名から十名程度の雇用を予定。さらに、(株)デイスペンバックジャパンも二十名程度の雇用を予定している。

市内の企業を、学生等へ紹介する機会等を設けることにより、市内企業への就労を促し、地域雇用の拡大を図ることが本市発展の原動力に繋がるものと考えている。

市の情報については高校生に限らず全ての市民の皆様を知っていただくことが、協働のまちづくりの原点であると考えている。したがって、様々な方法を検討する中で情報を発信していく機会や媒体を増やし、市民の皆様への情報提供体制を充実して参る。

実施予定の市制施行六十周年記念事業の中で、高校生と若い職員との話し合いの場が設定できるよう検討したい。



議案の処理結果（12月定例会）

議案番号	件 名	結 果	内 容
議案 第105号	富士吉田市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について	可決	「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、本市における後期高齢者医療保険料及び介護保険料の延滞金について、負担軽減を図るため、所要の改正を行うもの。
議案 第106号	富士吉田市道路占用料徴収条例及び富士吉田市法定外公共物管理条例の一部改正について	可決	市道及び法定外公共物内における電柱等の占用料の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。
議案 第107号	市道の廃止について	可決	「中山間総合整備事業（富士吉田北部）」の集落道整備に伴い、新たな新開支線を市道認定することから、従前の新開支線を廃止するもの。
議案 第108号	市道の認定について	可決	地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、小倉山西支線、市民ふれあいセンター線及び新開支線を市道認定するもの。
議案 第109号	山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び山梨県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について	可決	増穂町及び鯉沢町が平成22年3月8日に合併し富士川町となることに伴い、当該2団体が同月7日をもって同広域連合を脱退するため、地方自治法第291条の3第1項の規定による協議について、議会の議決をもとめるもの。
議案 第110号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第8号）	可決	歳入歳出にそれぞれ7億9,545万3千円を追加し、総額を197億5,736万5千円とするもの。
議案 第111号	平成21年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第2号）	可決	収入を2,500万円増額し、総額を2億5,193万3千円とし、支出を2,732万2千円増額し、総額を4億6,554万円とするもの。
議案 第112号	平成21年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第3号）	可決	重要な資産の取得及び処分について、取得する医療機器を変更し、新たに人工透析監視装置関連機器一式を取得するもの。
議案 第113号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員に市川治長氏（上暮地二丁目5番1号）、渡邊和男氏（旭三丁目11番21号）、宮下峰雄氏（松山三丁目3番6号）を選任するもの。
議案 第114号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
議案 第115号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。